

## 板橋区建築主事資格取得支援事業助成要綱

令和8年3月23日板橋区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、広く建築行政に必要な専門的な資格取得をした職員に対し、民間教育機関等が実施する資格取得に必要な講座の受講料等を助成することにより、建築行政業務に求められる資格を有する職員を増やすとともに、人材の育成を図り、区政の発展に寄与することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成を受けることのできる職員は、次のいずれかに該当する者であって、資格取得(次条各号に掲げる資格の試験又は検定に合格した後、当該資格の登録を完了したことをいう。以下同じ。)をしたものとする。

- (1) 任期の定めのない建築技術(職員の職名に関する規則(昭和47年板橋区規則第19号)別表3一般技術系の項に規定する建築技術をいう。)の職員であって、資格取得の年度の翌年度から起算して5年以上板橋区職員として建築行政業務に従事する見込みのあるもの
- (2) 前号のほか都市整備部長が建築行政の推進に必要と認める者

### (助成対象資格)

第3条 助成の対象となる資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の61に規定する建築基準適合判定資格者
- (3) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第3条の13第1項に規定する特定建築基準適合判定資格者

### (助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 資格取得のための講座受講料

(2) 資格試験受験料

(3) 資格登録に係る手続費用

- 2 同一の助成対象資格に対する講座受講料及び資格試験受験料の助成は1回を限度とし、講座を複数受講した場合(受講した年度が異なる場合を含む。)は、複数の講座のうち助成対象者が希望する一の講座に限り助成対象とする。ただし、都市整備部長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、一級建築士試験の受験に当たり、一次試験と二次試験の講座を分割して受講した場合(受講した年度が異なる場合を含む。)は、一次試験、二次試験のそれぞれにつき1回を限度として、講座受講料(講座を複数受講した場合は助成対象者が希望する一の講座に限る。)及び資格試験受験料を助成対象とする。
- 4 第2項及び前項の講座受講料の助成に当たっては、講座の受講年度が資格取得年度と異なっても差し支えないものとする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内で、前条の規定により計算した経費の総額から、板橋区職員自己啓発助成要綱(平成5年3月31日区長決定)による同一の助成対象資格に対する助成額を控除した額とする。

- 2 板橋区職員自己啓発助成要綱による助成の利用が可能な者は、次条第1項の事前申請の前に同要綱第5条の規定による自己啓発助成の申請を行うこととする。

(事前申請及び決定)

第6条 助成金の交付を受けようとする職員は、第4条第1項各号の助成対象経費発生前に、建築主事資格取得支援事業助成事前登録申請書に次に掲げる書類を添えて、都市整備部長に提出しなければならない。

- (1) 講座案内等(講座内容、受講期間、受講料等が確認できるもの)
- (2) 資格試験案内等(試験日程、受験料等が確認できるもの)
- (3) その他都市整備部長が必要と認める書類

- 2 都市整備部長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成対象者登録の可否を決定し、建築主事資格取得支援事業助成事前登録

決定通知書により、当該申請をした職員に通知する。

- 3 前項の規定により助成対象者登録を可とする決定を受けた職員(以下「助成対象職員」という。)は、試験結果等の理由により事前に申請を行った内容に変更が生じた場合は、速やかに建築主事資格取得支援事業助成事前登録申請変更届に第1項各号の書類を添えて、都市整備部長に提出しなければならない。
- 4 都市整備部長は、前項の変更届を受領した時は、その内容を審査のうえ変更の可否を決定し、建築主事資格取得支援事業助成事前登録変更決定通知書により、当該届出をした助成対象職員に通知する。

(交付申請)

第7条 助成対象職員は、資格取得後、速やかに、建築主事資格取得支援事業助成金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 講座修了証明書又はこれに類するもの
- (2) 資格試験受験証明書又はこれに類するもの
- (3) 資格登録証の写し
- (4) 第4条第1項に掲げる経費の支払いを証する書類
- (5) 板橋区職員自己啓発助成要綱による助成を利用した場合は、その交付決定通知書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか都市整備部長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び交付)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付の可否及び交付額を決定し、建築主事資格取得支援事業助成金交付決定通知書により当該助成対象職員に通知するとともに、速やかに助成金を交付する。

(未修了等の報告)

第9条 助成対象職員は、資格取得のための講座の受講を中止したとき又は資格試験受験を中止したときは、建築主事資格取得支援事業助成辞退届により、速やかに都市整備部長に報告しなければならない。

2 助成対象職員は、資格取得のための講座における出席状況又は課題提出状況について都市整備部長に報告を求められた場合は、建築主事資格取得支援事業受講状況報告書により、これを報告しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 区長は、助成対象職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 建築士法第9条第1項又は第2項に掲げる免許の取消し事由のいずれかに該当したとき。
- (3) 建築基準法第5条第9項の規定により国土交通大臣から建築基準適合判定資格者検定の合格の決定を取り消されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、建築主事資格取得支援事業助成決定取消通知書により、その内容を速やかに当該助成対象職員に通知する。

(助成金の返還)

第11条 区長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に当たり必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

(施行日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用)

2 第4条第1項に掲げる経費は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後において第2条各号に掲げる助成対象者に該当する職員が、板橋区職員として在

籍した期間中に支払った経費について助成するものとする。

(経過措置)

- 3 第4条第1項第3号に掲げる経費は、施行日前に第3条各号に掲げる助成対象資格の試験又は検定に合格していた第2条各号に掲げる助成対象者に該当する職員が、施行日以後に資格登録を行った場合に助成するものとし、この場合における申請、交付決定等の手続は、第7条から第11条までの規定による。